

滋賀県商工会連合会役員選任規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、滋賀県商工会連合会（以下「県連合会」という。）定款第21条及び運営規約第9条の規定に基づき、県連合会役員候補者の決定及び役員を選任に関して必要な事項について定めることを目的とする。

(役員候補者の決定方法)

第2条 会長候補者の決定方法は選挙により行う。ただし、立候補又は推薦による候補者がいない場合については運営規約第9条第3項に規定のとおり総会出席者の3分の2以上の同意があるときは、指名推薦の方法により候補者の決定を行う。

2 副会長、理事及び監事候補者の決定方法は、指名推薦の方法により候補者の決定を行う。

3 副会長、理事及び監事である者が商工会長を退任したときは、指名推薦により後任者を決定する。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第3条 役員は、前条の規定により決定した役員候補者を総会に諮り、総会の議決を経て選任する。

第2章 選 挙

(選 挙)

第4条 選挙は、総会において、商工会長又は商工会長の委任状を有する商工会の副会長、理事又は監事（以下「選挙人」という。）の投票により実施することとし、会員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(立候補又は推薦)

第5条 会長に立候補しようとする者（以下「立候補者」という。）又は会長候補者を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、次の各号に定める書類により、当該総会開催日の2日前（その日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その直前の平日）の午後5時迄（必着）に選挙管理委員会に届け出なければならない（県連合会事務局宛提出）。

(1) 立候補者

会長に立候補しようとする者は、立候補届（様式第1号）及び商工会長3名以上の会長候補者推薦書（様式第2号）の提出を要する。

(2) 推薦者

会長候補者を推薦しようとする者は、会長候補者推薦書（様式第2号）の提出を要する。

①推薦者は、複数の会長候補者推薦書を提出することはできない。

②推薦者は、商工会長に限る。（会長が欠員のときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行している副会長も可とする。）

③推薦者が選挙を実施する当該総会までに商工会長を退任した場合は、当該総会の議案審議前までに、新たに就任した商工会長名で様式第2号の確認書を提出しなければならない。（新たに就任した会長の同意がない場合は、推薦を無効とする）

(被選挙人)

第6条 被選挙人は、以下の者とする。

(1) 前条の要件を満たす立候補者。

(2) 商工会長3名以上による会長候補者推薦書（様式第2号）が提出された被推薦者で、被選挙人となることに同意した者。

(3) 前号の被選挙人となることに同意した被推薦者は、当該総会議案審議前までに、会長候補者推薦にかかる同意書（様式第3号）を提出するものとし、同意書の提出がない場合は被選挙人になることはできない。

(4) 商工会を代表する商工会長以外の者が被選挙人となるためには、前条及び本条前2号・3号の要件に加えて、当該総会議案審議前までに、所属する商工会長による会長候補者推薦書（様式第2号）の提出を要する。

(5) 被選挙人は、第7条に定める選挙管理委員及び第11条に定める役員選考委員となることはできない。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙を実施、管理するために、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員は、別表に定める1区・2区から1名及び3区・4区の商工会から1名の商工会長の計2名で構成し、総会において選任する。

3 選挙管理委員会に委員長1名を置き、委員長は委員の互選で選出する。

4 選挙管理委員会は、選挙を公正かつ円滑に実施するため、次の事項を処理する。

(1) 立候補者又は推薦者の届出書の受理、管理

(2) 第6条に定める被推薦者の同意の確認

(3) 投票及び開票に関する事務管理

(4) その他選挙運営に関すること

5 選挙管理委員会は、当該総会の終了後、1週間以内に解散する。

(選挙立会人)

第8条 選挙の公正を確保するため、選挙立会人2名を置く。

2 選挙立会人は、前条の選挙管理委員をもってあてる。

(投票)

第9条 投票は、無記名投票とし、選挙人は、投票用紙(様式第4号)に記載された被選挙人1名に○印を付す記入方法とする。ただし、被選挙人が1名の場合は、第4条に規定する投票による選挙は行わず、当該被選挙人を会長候補者として決定し、選挙管理委員長は各商工会長に書面で報告する。

2 次に掲げる投票は無効とし、その判断は、選挙管理委員長が他の選挙管理委員より意見を聴いたうえで決定する。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 複数名に○印を付したものの

(3) 所定の欄に○印のなかったもの

3 投票は、選挙立会人の立会いのもと、次の手順により実施する。

(1) 選挙管理委員は、投票用紙の枚数並びに投票箱が空であることを確認する。

(2) 選挙管理委員は、選挙人の投票権の有無を確認の上、選挙人に投票用紙を交付する。

(3) 選挙人は、所定の記入場所で投票用紙に記入し、投票箱に投票する。

(4) 選挙管理委員は、所定の場所で投票箱を開け、投票用紙の枚数を確認した上で、各候補者別に得票数の集計を行う。

4 前項の投票により、有効投票数の過半数以上の得票を得た被選挙人を会長候補者として決定する。ただし、1回目の投票で、有効投票数の過半数以上の得票を得た被選挙人がいなかった場合は、1回目の投票の上位2名の被選挙人(2名以上の被選挙人が同得票の場合はクジにより2名を決する)で、再度、前項の手順により投票を行い、最多得票を得た被選挙人を会長候補者として決定する。

5 前項の投票の結果、得票数が同数の場合は、クジにより決する。

6 選挙管理委員長は、投票の結果、決定した会長候補者を総会に報告する。

7 投票用紙は、当該選挙が行われた総会終了後、一定期間(3ヵ月程度)保管した後、事務局の責任において廃棄する。

第3章 指名推薦

(役員候補者選考委員会)

第11条 副会長、理事及び監事候補者の決定を行うため(会長候補者の決定においても、第2条1項に該当する場合を含む)、県連合会に役員候補者選考委員会(以下「役員選考委員会」という。)を設置する。

2 役員選考委員会は、委員5名をもって構成し、委員長、副委員長各1名を置く。

3 役員選考委員は、別表に定める各区から各1名と県連合会専務理事とする。

- 4 各区からの役員選考委員候補者の選出方法は区に一任するものとし、選出した候補者を総会において選任する。
- 5 役員選考委員会の委員長及び副委員長は互選とする。
- 6 役員選考委員会は、当該総会開催日の前日又は当日に開催することとする。

(併 任)

第12条 役員選考委員と選挙管理委員を併任することはできない。

附 則

(実施の時期)

1. この規約は、令和3年5月12日から実施する。

別表

選挙管理委員会委員・役員候補者選考委員会委員選出区

区 分	構成商工会	選挙管理委員	役員選考委員
第1区	瀬田、大津北、栗東市、野洲市	1	1
第2区	湖南市、甲賀市、日野町、竜王町		1
第3区	安土町、東近江市、愛荘町、稲枝、 豊郷町、甲良町、多賀町	1	1
第4区	米原市、長浜市、高島市		1
その他	県連合会常勤役員		1
合 計		2	5